

特定社会保険労務士試験 (紛争解決手続代理業務試験)

絶対暗記すべき事項

チェックシート

1. 就業規則の不利益変更の7要件

就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度
使用者側の変更の必要性の内容・程度
変更後の就業規則の内容自体の相当性
代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況
労働組合等との交渉の経緯
他の労働組合又は他の従業員の対応
同種事項に関連する我が国社会における一般的状況

2. 懲戒処分（懲戒解雇を含む）が有効と判断されるための要件

（罪刑法定主義類似の原則）

懲戒の理由となる事由とこれに対する懲戒の種類・程度が就業規則上明記されている。

（平等取扱いの原則）

懲戒が先例と比較して同一種類・同一内容になっている。

（相当性の原則）

懲戒が、規律違反の種類・程度その他の事情に照らして相当なものである。

（適正手続）

就業規則上（労働協約上）組合との協議や労使代表から構成される懲戒委員会の討議を経たり、本人に弁明の機会を与えるなどの適正な手続をとっている。

特定社労士研究会

福岡市南区井尻3丁目10-12 政都ビル 4F

TEL : 092 (584) 9688 FAX : 092 (584) 9689

<http://office-mura.com/tokutei>

3 . 雇止めが解雇と同様にあつかわれるかどうかの判断基準

雇用の臨時性
更新の回数
雇用の通算期間
契約期間の管理状況
雇用継続の期待をもたせる言動・制度の有無

4 . 配置転換命令が権利濫用となるかどうかを判断する基準

業務上の必要性があるかどうか
不当な動機・目的があるかどうか
労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせている
かどうか

5 . 労働契約法第 16 条にいう解雇の「合理的な理由」とは

労働者の労務提供の不能や労働能力または適格性の欠如・喪失
労働者の規律違反の行為
会社の解散
経営上の理由による人員削減（ 整理解雇の 4 要件〔第 1 回本試験〕）
ユニオン・ショップ協定に基づく組合の解雇要求

分かりやすい解説などは当会発行の「特定社会保険労務士合格予想問題集」をご覧ください。

特定社労士研究会

福岡市南区井尻 3 丁目 10 - 12 政都ビル 4F

TEL : 092 (584) 9688 FAX : 092 (584) 9689

<http://office-mura.com/tokutei>